

守護細川氏と北摂津の国人

—今西家文書の再検討—

森 田 恭 二

一、はじめに

二〇〇四年三月に、豊中市教育委員会文化財保護課より『春日大社南郷目代今西家文書』が発刊された。

今西家文書は、南郷五カ村（垂水・榎坂・小曾根・穂積・服部）に関する資料であるので、これまで部分的には、『豊中市史』・『吹田市史』・『池田市史』等で紹介されて来た。

しかるに今回の『春日大社南郷目代今西家文書』発刊は、その中世文書の全貌が明らかにされた点で、画期的な出版である。その解説には次のようである。

今西氏は、中臣時風流辰市家南郷に属する千鳥家の支流である。今西氏が垂水西牧の目代として現地に赴任したのは、遅くとも延応二年（一二四〇）までである。それは同年付の「穂積村田畠坪付」が存在するからである。

西牧は本所が近衛家、領家が春日社であったといわれる。牧務職には春日社社家があたった。春日社家には、南郷・北郷・若宮の三方座があつたが、南郷支配には桜井郷・榎坂郷があられ、はじめ中臣延忠が宛てられ、その後子孫大東氏が相伝した。そして現地代官である南郷目代（荘園代官）として、奈良春日社神官座の南郷に属する社家の中から、今西氏が派遣され、牧務と祭祀を司どつた。

今西氏の土着した小曾根村の地には、春日社が祀られ、今西氏が神官としてこれを守つた。今西氏の居館は春日社の傍らに設けられ、中世荘官としては大規模な二重の堀をもつた方二町（二万二千坪余）の方形居館であつた。（豊中市教育委員会編『春日大社南郷目代今西家文書』）

「今西家文書」が、北摂津地域の重要な史料であることが認識されながら、今日までその全貌が明らかにされなかつたために、十分活

用されたとは言いがたかった。

今回の出版によって、「今西家文書」を全時代を通して考察することが可能となり、「守護細川氏と北摂津の国人」の歴史に関して、重要な史実が次々と明らかにになると考えられる。

小稿は、「今西家文書」を活用して、守護細川氏と北摂津の国人の歴史を探究したい。

二・北摂津国人の動向

室町時代の北摂津地域には、守護細川氏の被官となる有力国人が存在した。彼等は多くの場合、地域荘園の荘官もしくは代官となつた。

この地域の国人としてその名が見られるのは、『細川両家記』で、これには、伊丹氏・池田氏・吹田氏をはじめ、三宅氏・原田氏・安威氏・入江氏・芥川氏・茨木氏・河原林氏・塩川氏などの動静が語られている。

以下に「今西家文書」に登場する吹田氏・三宅氏・池田氏・伊丹氏の歴史をたどって行きたい。

○ 吹田氏

吹田氏は地名吹田を苗字とする一族で、遅くとも延文元年（一三五六）以前に土着していた吹田庄の荘官もしくは代官を勤めた。

吹田氏については、石本倫子氏の研究『大乘院寺社雑事記』の吹田氏と吐田氏¹がある。以下石本倫子氏の研究を参考に吹田氏の関連史料を検討して行こう。

延文元年（一三五六）に、「吹田河内守家人小藏法師」の名が見られ、永享七年（一四三五）には吹田重道が戸呂砂^{とろす}之後の地一反・蒲池の地一反六十歩を常光円満寺の御供田二反と相博しているが、その他について「重通重代相伝之本領也」と相伝の地であると述べている。

貞治二年（一三六三）八月、將軍足利義詮は、河上新関における大山崎神人の荏胡麻輸送への煩を停止して、次の「御判御教書」を出している（離宮八幡宮文書）。

大山崎神人等申、於河上新関成荏胡麻運送煩由事、如注進者、吹田彦五郎入道号在京、不応守護使云々、好而招罪科歟、早莅彼在所、不日停止之、可全神物、若尚不承引者、任法令徹^徹却、於狼籍之篇者、可注進子細之状如件、

貞治二年八月廿五日 御判^兼

赤松信濃^光大夫判官殿

これによると、貞治二年（一三六三）、神崎川の河上新関違乱として、吹田彦五郎入道が罪を問われている。おそらく吹田氏一族と考えられる。吹田庄を本拠として、吹田津にも吹田氏が影響力を持ち始め

ていたことが窺える。

永享九年（一四三七）の「東寺廿一口方評定引付」には、「守護代兼
師寺と吹田知音と云々」とある。

文明十一年（一四七九）閏九月、「摂州は平均に寺社本所沙汰すべ
からずの由、国人等一決し了んぬ」（『大乘院寺社雑事記』）とあり、
摂津国人一揆が成立するが、この三年後の細川政元の攻撃対象から
見て、池田氏・茨木氏と並んで吹田氏も国人一揆の構成員と考えら
れる。

『大乘院寺社雑事記』文明十二年（一四八〇）十二月九日条には、
吹田時通が武庫庄代官であったことが記されている。

一、武庫庄間事、巨細松林院僧正被相語之、十五丁、

預所職、衆徒下御門ニ自松林院為給分申付之、下御門御罪科之
時、自守護方押而吹田ニ申付之、松林院へ年始菓子用途十三貫
并公事物五貫文ハ、如下御門沙汰吹田無相違致其沙汰了、

これによって文明十二年（一四八〇）十二月までに、吹田氏は興
福寺領武庫庄の代官にも補任されていたことがわかる。「守護方より
押して吹田に之を申付ける」とあり、守護細川氏方の後楯があったと
推察される。

『大乘院寺社雑事記』文明十四年（一四八二）二月十四日条には、
吹田伊賀守時通が、興福寺大乘院門跡を訪れて問答した内容が記さ

れている。

一、吹田^{伊賀守時通}参申、御塔供事分門答之処、言上趣ハ、武庫庄事御代
官吹田本職也、故細川時代一方被仰付大田対馬守了、其後一乱
以後為本職悉以吹田知行了、隨而去々年八十石并三貫五百文御
門跡分ハ渡定使了、去年ハ三貫并八十石渡御定使了、当年八十石
分又可有御座候、此外松林院預所御分、是又去々年、去年同渡
御定使了、更以吹田無不法儀催、田地川成等不足之間、去年ハ
松林院分八貫文分申入致其沙汰了、此旨言上之了、大二相違事
也、此外公文岩佐分ハ、伊丹東方より、松林院方本役ハ致其沙
汰了、

応仁の乱以降、吹田氏は武庫庄代官を本職として、興福寺に年貢
を納入して来たと言上したが、興福寺方は異を唱えている。細川政
元の摂津攻撃直前の状況がわかる。

『大乘院寺社雑事記』文明十四年四月七日条には、興福寺領吹田庄
再興のため細川政元の摂津出陣が行なわれたことを記している。

一、摂州本所領共事、為再興細川出陣之間、自所々令申之云々、
寺務領并門跡領事注文遣学侶、昨日付供目代了、八日可遣山
崎云々、

摂津国興福寺領

吹田庄 御米在之

月別五貫文 公文代方、上分米三石 通目代方

『大乘院寺社雜事記』文明十四年六月十八日条には、次のようである。

一、明日可有陣替云々、細川九郎吹田館、畠山左衛門督ハ中嶋云々、今日大和衆共罷上、越中勢三四百近日付了、上下千余人、兵具共ハ自若狭地船也云々、鞍馬二著了、四国勢共上洛、

摂津に出陣した細川政元軍は吹田館に、畠山政長軍は摂津中嶋に陣替すると伝えている。吹田館と呼ばれる建物が存在したことがわかる。

しかし、文明十四年（一四八二）十月、吹田氏は、細川政元被官薬師寺備後守（元長）勢によって、攻め落されている。吹田庄は闕所とされ、薬師寺氏が管理し、その代官職は、政元被官の四宮氏に与えられた。

『大乘院寺社雜事記』文明十四年十月十六日条によると、

摂州吹田自薬師寺備後方責落了、吹田庄事、屋形為料所備後存知之、四宮四郎奉行之云々、南都領巖重子細、自難波方申遣之云々、

とある。

『大乘院寺社雜事記』文明十四年十一月七日条には、次のようである。

一、三乃公昨夕下向、今日就成枝名事行向别会方、京都へ上加州了、吹田闕所事、自屋形中四宮方了、仍寺務領吹田庄事、四宮知行之、就中此庄之内成枝名事ハ、井原木ニ自屋形被仰付之云々、四宮所存ハ、吹田跡事ハ一円被仰付之上者、成枝名モ可知行之由分中者也、珍事、

すなわち、吹田氏を追放した吹田庄には、屋形（細川政元）より被官四宮氏を代官に、吹田庄内成枝名は茨木氏に知行させようとしたが、四宮氏は一円知行を求めている。

『大乘院寺社雜事記』文明十四年十二月七日条によって、武庫庄代官を吹田伊賀守時通から大田某に替えられた経緯がわかる。

一、武庫庄御塔供米事、可催促旨給主方定使ニ以三乃公仰遣之、給主書状遣之、定使申分ハ、何共不蒙仰之間、不及催促、給主方計改催促云々、当庄事召放吹田伊賀守之手、一円被仰付大田上者、何之違乱可有之哉、給主定使見所不得其意、預所名之内ヨリ、三十石分定立用也、此子細仰遣松林院了、定使廿七八日

比可上洛云々、其以前二早々定使方ニ可有下知旨仰給主、得其意早々可申遣云々、

一、吹田^{トロス}伊賀守時通数年一円知行之預所名十五丁九反三百歩也、自此内三十石分御塔供米致其沙汰、定算勘米也、此三十石ヲ吹田十四貫文ニ請申、此内一貫ハ使德分也、一乱以前マテハ円勝承仕ニ堅渡之了、其後ハ少々給主定使ニ渡之了之々、是無相乱事也、

(中略)

其以来吹田伊賀守罷違預所御候て、名主職事被仰付大田了、一違之時故屋形之儀、吹田如元押而致知行了、今度又大田悉以取返了、所詮御塔供米与預所果子代ハ、預所名十五丁九反三百歩之上ヨリ致其沙汰事也、

文明十四年十二月、興福寺武庫庄預所職は、「トロスノ吹田伊賀守時通」を召放ち、大田氏に与えられている。同年十二月二十七日条によると、「トロスノ吹田伊賀守時通数年一円知行の預所名が十五町九反三百歩であった。」と記され、また「故屋形（細川勝元）の時、吹田が押して知行したが、今度大田が悉く以つて取返した。」とも書いている。

吹田時通の居館はトロス（現吹田市都呂須町）にあったことがわかる。

また、『大乘院寺社雑事記』文明十四年十二月十一日条には、次の

ようにある。

成枝名事、自屋形吹田之跡被仰付之間、当名事モ可持之由、四宮返事到来間遣学侶了、此子細之供目代之別会、可申下摂州云々、

吹田氏の闕所地の内吹田庄の大部を占めた成枝名（五十町）は、細川政元より四宮氏に代官知行が認められている。

『大乘院寺社雑事記』文明十四年十二月十八日条によると、「トロスノ吹田伊賀守」は武庫庄内菖原名も支配していたらしい。

一、自松林院武庫庄定使召進之、巨細相尋之、所詮御塔供米事ハ、一向何共不存旨申之、不知子細云々、希有申状也、地下様ハ預所名分ハ大田対馬守持之、自預所申付之故也、菖原名ハ吹田^{トロス}伊賀守于今知行無相違云々、此条も又不審事也、仍重而尋遣預所二了、

武庫庄の内菖原名は吹田時通の代官知行が続行していたことがわかる。

また、『大乘院寺社雑事記』文明十七年（一四八五）七月二十八日条は、摂津武庫庄代官のことが、次のように記されている。

一、摂州武庫庄御塔供間事、近来一向大田無沙汰事、

葛原名目録形申付之云々、トロス吐田伊賀守時通吹田之族也、

政所名目録松林院申付之、

此政所名ヲ大田対馬守ニ自松林院申付之、此名ニ御クタ物入目録云々、并御塔

供卅石之所出在之、此葛原名ヨリ御米十八石政所岩佐方ニ渡之、

松林院方年貢也、其外分ハ吐田伊賀守徳分也云々、

以上、此外名共在之、各々二人持之、本年貢ハ松林院方上之、

これによれば、葛原名、政所名ともに吹田時通の代官が取り上げられ大田対馬守に渡付されたが、御米十八石以外は、なお吹田時通の得分となつていと記している。

『大乘院社雑事記』文明十五年（一四八三）八月二十八日条には、河内の千町の鼻城の大将のことが記されている。

一、湯山衆今日各帰宅、毎事無為云々、専親相語、川上乘船之間見之、千町之鼻より五十丁西ヲ二丁計切之間、大水入河内国難義也、カケノ郡同迷惑云々、隨而千丁之鼻ニ構城、是十七ヶ所之内也、大将摂州之三ツケ、吹田、池田、大田十七ヶ所之内下ハ成水了、

淀川の千町の鼻城の大将には、三宅・吹田・池田の三氏が置かれてゐる。

文明十四年の細川政元による摂津攻略が行なわれたが、三宅氏・

吹田氏・池田氏などの摂津国人は滅亡させられた訳ではなかった。何れも細川氏被官となつて、その軍事力的一端をになうようになってゐる。

吹田氏も、文明十四年の滅亡によつて、完全に失脚した訳ではなかったことが、以下の史料によつて明らかとなる。

『北野社家日記』三年正月条によると、

四日（中略）
（三年正月）

一、京兆御被官吹田来、小法師門弟也、弓一丁隨身、令見參、酒在之、

とあつて、

明応二年正月、細川政元被官に吹田某がいて、北野社家に出入している。

明応二年（一四九三）三月、吹田藤左衛門尉正通が、実相院領の岸部村正木庄の代官職を毎年京着七石分で請負つて請文を提出している。

「吹田正通代官職請文」（実相院文書）に次のようである。

実相院御門跡領摂津国岸辺村之内正木庄御代官職事、預り申候御年貢、毎年京着七石分、無旱水損之儀、可執沙汰申候、勘料等之事、任先例可相懸進候、万一背証文之旨、就無沙汰事候

者、雖為何時御代官職可被召放候、其時不可有一言之儀候者也、
仍請文如件、

明応貳年三月十四日

吹田藤左衛門尉

正通（花押）

『大乘院寺社雜事記』明応八年九月晦日条によると、

宗勝ハ先日京都ヲ立事、六千、京都町人以下者也、皆以帰京了、
吹田ニ陣取之、千計勢也、細川ヨリ十三百ニ申付勢分也、但此
之内三百ハ宗勝殿身上之勢也、

とあり、畠山尚順勢の攻撃に備えて、細川政元方の飯尾宗勝（元連）
の軍勢千計が吹田に出陣している。

この合戦に吹田氏がどう関わったのか不明であるが、千町之鼻城
の大将の一人に任じられているように、細川政元被官として何らか
の軍事行動をとっていた可能性が高い。

大永六年（一五二六）十二月には、細川澄元方軍勢と細川高国方
との合戦が、摂津で展開している。

この合戦について『細川両家記』大永六年十二月条は次のように記
している。

今度伊丹は国の留主③して我が城にあり、京田舎のさうどうなの
めならず、然ば澄元方牟人欠郡中島へきり入也、三宅須田あま
り悦で河をこし吹田に陣取、道永方伊丹衆、上郡衆談合して、

〔十月〕
同十一日に吹田へ取懸合戦して、伊丹衆打勝て、吹田十七歳児
なるを初て首百あまり討取、東西へ追ちらしければ、中島に陣
取典厩衆も堺迄こそ逃にけれ、此よし伊丹より京へ注進申され
ければ、道永御感状ども給はると也、

十二月十一日、吹田で合戦があり、吹田方の十七歳位の少年をは
じめとして、百余人が討たれたという。この合戦で吹田氏は細川澄
元方に就いて敗れたと推察できる。

北河原森本文書に、次の一通がある。

「細川高国感状」（北河原森本文書）

去十一日於吹田合戦時打大刀之由、尤粉骨神妙候也、謹言、

〔大永六年〕
十二月十三日

〔細川高国〕
道永（花押）

森本新五郎殿

文意から、大永六年十二月十一日の細川高国方と晴元方の吹田合
戦に対する感状で、高国から伊丹一族の森本新五郎に対し出されて
いる。伊丹氏は高国方国人であったことがわかる。

『細川両家記』の「吹田合戦」を裏付ける史料である。

やがて、細川高国方と晴元方の合戦が激しくなる。玉林院文書に「細
川高国禁制」が残る。

禁制 摂津国吹田玉林院

- 一、軍勢甲乙人等乱妨狼藉事
- 一、伐採山林竹本事付寄宿事
- 一、相懸矢銭兵糧米同諸役事

右条々堅令停止之詔、若有違犯輩者、

速可処嚴科者也、仍下知如件、

享祿二年正月十三日

冊簡 沙弥 (花押)

享祿四年(一五三一)細川高国は吹田玉林院に禁制を下しているが、この地域が細川晴元方との争奪地であったことを示している。

天文十五年(一五四六)六月一日付「南郷御供米切出分注文」(今西家文書)によると、池田城主池田信正が、春日社神供料所南郷五カ村の神供米切出注文を作成し、今西橘五郎に伝えているが、「式石者吹田殿」として、吹田氏に神供米切出を命じている。これによって、天文十五年段階でも、吹田氏は健在であり、池田氏の配下にあつて南郷五カ村支配にも関わっていたと推察できよう。

『言継卿記』元龜二年(一五七二)六月十一日条には、

一昨日摂州和田紀伊守(惟政)、吹田へ取懸討果云々、首五十七云々、但親八遁云々、

とある。元龜二年六月、摂津で合戦が起こり、和田紀伊守(惟政)が吹田を制圧している。この時首五十七が討ち取られ、「但し親八遁」という記述から、吹田氏が攻撃されたとも考えられる。同年八月には、和田惟政によって、茨木氏や池田氏も討伐されている。国人吹田氏の名はこれ以降見られなくなる。

○ 三宅氏

三宅氏は摂津国三宅郷(近世の蔵垣内村)に居住した国人であり、吹田氏と同様に現地の代官として台頭した。すでに、文明十二年(一四七〇)の摂津国人一揆にも参加する程の勢力を持っていたと考えられる。

三宅城は三宅氏の居館を中心とした城郭と考えられ、現在の茨木市丑寅二丁目付近に構築されていたと考えられる。

享祿四年(一五三一)細川高国が敗死すると、畿内の支配権は細川晴元に移り、摂津国も晴元方国人の支配する所となり、三宅氏の台頭が見られる。

天文三年(一五三四)十一月、南郷五カ村(垂水・榎坂・小曾根・穂積・服部村)に対し、春日社神供米を例年の如く進納するよう三宅国村被官称願寺珍梵の書状が、南郷諸給人中に宛て出されており、同様の文意が南郷目代今西氏に宛て三宅国村からも伝えられている。

天文三年（一五三四）十一月九日付で「称願寺珍梵書状」（今西家文書）が残る。

南都春日社御神供米反別卷斗式升宛事、如例年嚴蜜可有社納之由、（三宅国村）出羽守被申候、各被成其御意得目代へ可有御渡候、委細者同名五郎左衛門尉方可被申候、恐々謹言、

十一月九日
（天文三）
称願寺
南郷五ヶ村 珍梵（花押）
請給人中

称願寺珍梵は、三宅国村の被官人であり、国村の意を奉じて、神供米の社納を命じている。

永正十二年（一五二五）十月二十五日付
「室町幕府奉公人連署奉書案」（今西家文書）には、次のようにある。

春日社司権預祐恩申、当社領摂州河上関事、田原藤太秀郷承平年中寄附以来数百年令知行、毎月廿一日神供備進之処、三宅松夜又相置新関取之間、神供等有名無実云々、神慮頗有其恐者哉、早可令停廢諸関之旨、被成奉書於右京丞代訖、於自然之儀者可令合力社家代之由、被仰出候也、仍執達如件、

十月廿五日
（原巻）
（永正十二）
（京都左近衛守）
（敦徳院）
（飯沼江守） 基雄判
貞運判

永正十二年（一五二五）十月、室町幕府は三宅松夜又が新関を開き、神供料を押領することを停めている。

摂津河上五ヶ関は興福寺（春日社）の管下であったが、三宅松夜又らが違乱を働き、春日社司権預祐思が幕府に訴え、十月二十五日、幕府奉行人奉書が出されている。

年不詳十月十一日付「三宅国村書状」（今西家文書）には、次のようにある。

南郷五ヶ村春日社御供米儀、此方違乱妨不可有之候間、如先々可有執沙汰候、猶同名三郎右衛門尉可申候、恐々謹言、

十月十一日
（三宅出羽守） 国村（花押）
南郷目代殿

この時期と考えられる十月十一日付「三宅国村書状」が残っており、春日社神供料所南郷五カ村の安堵を南郷目代今西氏に伝えている。
天文四年（一五三五）十一月十八日付「細川晴元安堵状」（玉林院文書）に次のようにある。

当寺領摂津国嶋下郡所々寄進之地并買得分田島等目錄在別紙事、
任当知行旨、弥領知不可有相違之状如件、

天文四年十一月十八日
（細川晴元） 右京大夫（花押）

玉林院

天文四年十一月、玉林院へ下された細川晴元安堵状は、この地域の支配者（守護）が、細川晴元となったことを示している。

天文十五年（一五四六）六月、池田信正は南郷の神供米切出しを茨木伊賀守と並んで、「吹田殿」にも命じている（今西家文書²）。

しかし、天文十六年（一五四七）、三宅城が細川晴元方の攻撃を受けている。

『細川両家記』天文十六年条に、

天文十六年丁未二月九日に四国衆、淡路衆、三好方衆、畠山総州（在氏）、同遊佐、同木沢大和守、同弟都合三万余騎にて、摂津原田城を取り巻きければ、則城内難儀なり、宗三（三好政長）を頼み嘸（あやう）になりて同二月二十日に城を明渡すなり、同二月二十五日にこの勢衆、三宅衆へ取り巻くなり、同三月十五日に外城責め落とさるるなり、しからば城内より侘び言して同廿二日に本城をも明渡すなり、双方とも悦なり、

とあり、『天文日記』天文十六年三月二十四日条にも、

細川右京兆（晴元）へ、就三宅退城、書状をもって樽これを遣わす、

とある。この合戦は、細川氏綱方と晴元方の合戦であり、晴元方が勝利している。

細川氏綱（尹賢の子）が、天文十五年（一五四六）に河内勢（守護氏遊佐長教）らの援助を得て、河内・和泉より摂津に攻めこんだ。

この時「摂州上下の国衆、三宅出羽守（国村）や池田筑後守（信正）」らはことごとく、氏綱方に内応した。氏綱軍は、天文十六年二月、容易に淀川を渡り、晴元方の芥川城を攻略した。

しかし、晴元方も対戦し、三好長慶らの主力軍が、原田城・三宅城を奪還したのである。

この戦が、三宅城の陥落となって、三宅氏も嘸（あやう）（和議）によって晴元方に降った。

翌年天文十七年になると、越水城に居た三好長慶が、細川晴元に反抗すると、摂津では、伊丹親興を除く、三宅国村、芥川孫十郎、入江、茨木孫三郎、安威弥四郎のほか、池田・原田・瓦林（河原林）などの有力国人が三好長慶のもとに参集し、ここに三好長慶が畿内の覇権を握ることになる。

しかし、三宅氏は三好政長と長慶の抗争の中で滅亡する。

『日本城郭大系』（新人物往来社）第十二巻は、「三宅城」について、次のように考察している。

〔三宅城〕

三宅氏は、観応三年（一三五二）の室町幕府御教書に現われる三宅出羽左衛門がある。

大永六年（一五二六）からの細川高国と細川晴元の合戦には、三宅氏は高国方に就いたが、晴元方の柳本賢治に敗れ、芥川・太田・茨木・安威・福井などの清城と同様開城している。

天文年間の三宅氏は三宅国村の名が見られ、有力摂津国人として、細川氏の抗争に加わる。

三宅城は、本丸・二ノ丸を備えた構造であったと推察される。

『大阪府全志』に「内堀の址あり」と記される堀跡深田（字堀田）がかつて存在したという。

三宅城址の石碑が立っている場所は阪急電車の敷地内であるが、その場所は本丸の東南端付近に位置するという（『日本城郭大系』12巻）。

○ 池田氏

摂津池田氏は、摂津国豊島郡池田郷（現大阪府池田市）に居住した国人である。中世後期、池田城を中心に北摂津の国人領主としてその名を知られる。

池田氏の出自については、丹生谷哲一氏「国人池田氏の出自について」³の研究がある。

それによると、おおよそ次のようである。

池田氏は、すでに弘安七年（一二八四）に「右近将監藤原政長」を名乗り、政長は、萱野牧（箕面市）・吉志部（吹田市）・粟生（箕面市）・大田（茨木市）など相当広い範囲に所領を持っていた。

「勝尾寺文書」に新出の「中西八百樹氏所藏文書」を加えることによって、中世後期における池田氏の活動の歴史的前提をすでに鎌倉後期～南北朝期の中に窺えることができ、池田氏の出自が藤原氏であることがわかる。

中世後期には、守護細川氏の被官となることによって、興福寺・春日社領に、その支配を拡大していった。

応仁の乱前後における池田氏の棟主として池田筑後守充正があげられる。大広寺（大阪府池田市）に墓が残り、その没年を文明十四年（一四八二）十月二十四日と伝えている。

池田氏の土着した摂津国豊島郡付近には、春日社神供料所としての垂水西牧があつた。この垂水西牧は南郷・北郷に分れ、南郷には、榎坂郷・桜井郷があり、北郷には、萱野郷・原田（六車）郷があつた。この春日社神供料所の支配は興福寺が行ない、現地の支配は、南郷牧務職・北郷牧務職を最上位とし、中核に南郷目代・北郷目代がおかれた。南郷目代については、今西氏が在地化して以来、牧務職の交替にかかわりなく戦国・江戸期へとその職を継承して行った。

応仁の乱に「馬上十二騎・野武士千人許」（後法興院記）で参戦した池田氏も、周辺の莊園にも勢力を伸ばし、興福寺垂水牧桜井郷等を支配下に入れた。

「後法興院記」応仁元年五月十六日条に

世上雑説条々満耳、摂州国民池田分上洛、細川被官者也、馬上十二騎、野武士千人許也、過門前問令見物了、

とある。これにより、池田充正が同名十二人程の騎馬隊を組み、その配下に千人計の野武士を従えていたことがわかる。すでに池田城を築き、「池田殿」と呼ばれる地位にあった。

この後の池田氏の勢力拡大については、『大乘院寺社雑事記』・『多聞院日記』に詳しい⁴⁾。

永正五年（一五〇八）、足利義材が上洛し將軍に復帰して、細川高国が管領職に就いた。

それ以降出されたと考えられる「興福寺供目代快栄書状案」は、池田筑後守（貞正カ）の押領のあった南郷五カ村の知行回復を、名主沙汰人中に知らせている。

「興福寺供目代快栄書状案」（今西家文書）

摂州豊嶋郡内南郷五ヶ村事、近年未進過分之事候、殊其年之儀池田筑後守押領仕之候、雖然彼方自滅之上者不能申述候、其外之未進分甲乙可被南着候、今度九州公方様義材御上洛之砌、御教書并細川高国方副状候、於無沙汰之仁躰者、堅可催促候、各々可政其意得成之由、学侶評定候、謹言、

十月十一日 供目代快栄

南郷名主沙汰人中

十月十一日付「興福寺供目代快栄書状案」と十二月二十七日付「室町幕府奉行人連署奉書案」は、年不詳であるが、その内容から、永正五年（一五〇八）頃と推察される。

南郷名主沙汰人中に対し、興福寺供目代快栄は、「將軍足利義材が上洛して、御教書ならびに管領細川高国の副状を得たので、池田筑後守（貞正カ）の自滅の結果年貢を納入すること」を命じている。

ついで、十二月二十七日付、「室町幕府奉行人連署奉書案」は、細川高国より、寺門領回復を命ぜられたことを興福寺供目代に知らせている。

「室町幕府奉行人連署奉書案」（今西家文書）

摂州寺門領事、堅対右京兆被仰出候処、一向不存知之旨有言上、而中村可停止其綺之段被申上候、其旨被成奉書於所々候、涯分令申沙汰候、忝通給申状者可致披露候、此等趣於衆中可被仰達候、恐々謹言、

十二月廿七日

基雄判
英致判

興福寺供目代御房

「室町幕府奉行人連署奉書案」は、細川高国に対し寺門領安堵が命ぜられたので、それを興福寺供目代に伝えている。

『新撰菟玖波集』明応四年（一四九五）「作者部類」に、次の人名が見られる（新修池田市史）⁵⁾。

藤原寿正一旬 故人池田

藤原綱正二旬 故人細川内池田民部寿正子

藤原正種二旬 細川内池田若狭守^{（正種）}

藤原正盛四旬 同兵庫助

藤原正存二旬 同新左衛門尉

藤原正能二旬 細川石馬助内池田帯刀充

（池田氏以外の摂津国人）

藤原元親四旬 細川内伊丹兵庫

藤原之親一旬 細川内伊丹

平 景盛一旬 細川内芥川小四郎

平 正頼二旬 細川右馬助内瓦林

源 頼則二旬 細川内能勢源左衛門尉

源 秀満三旬 故人細川内塩川豊前守

これは、管領細川政元の時代の摂津国人衆の代表的人名が見られ、

池田寿正・池田綱正・池田正種・池田正盛・池田正存・池田正能の

池田氏一族のほか、伊丹元親・伊丹之親・芥川景盛・瓦林正頼・能

勢頼則・塩川秀満の名がある。

宗祇発句集『宇良葉』^{（うらば）}明応九年（一五〇〇）に、次のような連歌会

が記されている。

池田三郎五郎所にて^{（久宗）}

池田兵庫助所にて^{（正盛）}

池田兵庫助正盛許にて、春の発句に

池田若狭守許ひて侍りし会に^{（正種）}

池田若狭守の宿にて^{（正種）}

池田兵庫助宿にて^{（正盛）}

池田三郎五郎は久宗と考えられ、池田久宗とその縁者池田正盛・正種らの池田城での連歌会のもと推察される。（新修池田市史）⁶⁾

永正年間（一五〇四〜一五二〇）の池田氏は、池田貞正とその子久宗の時代である。文明十四年（一四八二）、池田充正が亡くなり、

その惣領職は池田貞正に受け継がれた。貞正は、桜井郷の支配を強める一方、榎坂郷にも給人を配し、神供の横領を進めた。

天文年間に入ると、池田氏の当主は池田信正となった。池田信正の摂津国支配は、一連の「今西家文書」によって明らかとなる。

細川晴元奉行人茨木長隆は、池田筑後守（信正カ）に対し、桜井郷政所職に対する芝原藤右衛門尉の押領を停止するよう命じている。

天文九年（一五四〇）十月六日付「細川晴元奉行人茨木長隆奉書」（今西家文書）に次のようにある。

南都雑掌申、摂津下郡桜井郷政所職事、芝原藤右衛門尉押領云々、太不可然、所詮為寺門次第上者、早可被退彼競望、不可

有遲怠由候也、仍執達如件

天文九

十月六日 (采木) 長隆 (花押)

池田筑後守 (信正カ)

天文十五年(一五四六)六月一日付「南郷御供米切出分注文」(今西家文書)によると、池田信正が、春日社神供料所南郷五カ村の神供米切出注文を作成し、今西橋五郎に伝えている。

南郷御供米切出分注文

合

(中略)

参石者 茨木伊賀守殿

式石者 吹田殿

(中略)

右為春日社御神宮米、百五十石之分不知干水損、為諸給人前以書立、抽留木修理進并目代今西橋五郎彼兩人江百五十石分切出上者、聊無別儀者也、茗背此旨於難渋輩者、為此方堅可加成敗候、仍為後日、对目代染筆処如件、

天文拾五年六月一日 池田筑後守 信正 (花押)

今西橋五郎殿

参

(付箋) 「池田筑後守ハ摂州池田ノ城主、今西橋五良ハ先祖宮内少輔」

棟梁池田信正の頃には、池田勘右衛門尉、池田山城守、池田十郎次郎、池田紀伊守の「池田四人衆」と呼ばれる奉行人(宿老)体制があった。「今西家文書」により、池田四人衆は、

池田勘右衛門尉 正村

池田山城守 基好

池田十郎次郎 正朝

池田紀伊守 正秀

であることがわかる。

次のような史料が残っている。

① 「池田四人衆連署状」(今西家文書)

態以折昏令啓候、仍孫八郎為祈禱、刀一腰令進覧候、南都へ被仰越武運長久之御折念奉頼存候、於様躰者、兩人可被申候、從來年之儀者、信正如被申合、堅可申付候、萬一難渋於在之給人者、此方へ可承候、恐々謹言、

十二月十九日

池田勘右衛門 正村 (花押)

池田山城守 基好 (花押)

池田十郎次郎 正朝 (花押)

池田紀伊守 正秀 (花押)

今西宮内少輔殿（春憲）

御宿所

南郷五ヶ村

紀伊守

正秀（花押）

諸政所中

②「三好長逸書状」（今西家文書）

懇以折辱申候、仍度々申候奈良領事、井上方三雄へ之借錢之儀付而、為郷旁押申事候条、彼方之上使来候者、被仰理堅相拘候様二百姓ニ被仰付候て可給候、度々申納候条、不能委細候、恐々謹言、

十月廿八日 三向 長逸（花押）

池勘 池田正村

池山 池田基好

池十 池田正朝

池紀 池田正秀

御宿所

③「池田四人衆連署状」（今西家文書）

從諸給人南郷江入本役之事、以宗田書出筋目當納早々可納所候、若給人衆菟角御無沙汰候ハ、為此方催促可出候、不可有油断候、謹言、

十月七日 勘右衛門尉 正村（花押）

山城守 基好（花押）

十郎二郎 正朝（花押）

④「三好義賢書状」（池田助一氏文書）

阿州御屋形様領所垂水事、先年平井丹後守方より宗三（三好義長）以調被相渡候キ、然処近年又御押領、太不可然候、御代官職事、從最前平井对馬守方被仰付候条、速被渡置候、孫八郎殿に御異見肝要候、猶加地又五郎可申候、恐々謹言、

十一月廿七日 三好義賢 之虎（花押）

池田山城守殿

池田十郎次郎殿

池田紀伊守殿

池田勘右衛門尉殿

御宿所

天文十五年（一五四六）、細川氏綱方が拳兵、晴元方と争った。池田久宗の跡を継いだ池田信正は、氏綱方に就いたため、晴元方の攻撃を受けた。「細川両家記」に、

その日、池田へ取懸け、西の口より一番に三好加助入らる、二番に淡路衆伊丹衆入らる、則ち市庭を放火する也、合戦有

り、池田衆十余人討死也、寄手も七人討死す、

とあり、池田市庭（場）が放火され、池田衆十余人が討死している。

『細川両家記』天文十七年条に、次のように書かれている。

弥筑前守腹立にて、然ば氏綱を家督に立申べき由遊佐河内守と相談せられ、既に縁辺に成給ひ大乱出来候也、三好方へ一味の人々は河内一国の衆、摂州上郡は三宅出羽守、芥川孫十郎、入江、茨木孫次郎、安威弥四郎、下郡は池田、原田、河原林弥四郎、有馬殿、西の岡にて鶏冠井、同物集女、丹波国は内藤備前守、播州は衣笠兄弟衆、泉州は松浦肥前守、阿波、讃岐、淡路国一味也、

三好長慶が遊佐長教と連合して、細川氏綱を擁立しようとする、畿内・近国の多くの国人・土豪層が支持した。いわゆる三好長慶政権の成立であるが、三好長慶政権を支えた階層として、河内衆・摂津の三宅・芥川・入江・茨木・安威・池田・原田・河原林・有馬・西国の鶏冠井・物集女・丹波の内藤・播磨の衣笠・和泉の松浦などの畿内・近国の国人・土豪層の名をあげることができる。

この氏綱方に就いた摂津池田氏の当主は、信正と推定できる。何故なら、この拳兵が遠因となって、天文十七年（一五四八）信正は暗殺されるからである。

すなわち、天文十七年（一五四八）五月六日、池田信正は、細川晴元によって暗殺された。

『細川両家記』に、

池田筑後守は帰参申し候を、同五月六日京にて生害させられ候也、代々の忠節、今度いたづらになされ候間、上儀尤もなりと京童共申し候也、

とあり、『言継卿記』同日条にも、

摂津国池田筑後入道、於京兆小座敷生害之々、全謀反云々、五過時分也、

とある。

天文十八年（一五四九）、三好長慶が政権を承握、以後永祿七年（一五六四）の病死まで長慶の支配が摂津国に及ぶが、その時の池田氏の棟梁は、長正である。

池田長正が北摂津一帯を制圧したことを物語る史料として、年貢米の切出注文と周辺に残る禁制が知られる。

「御神供米切出分注文案」（今西家文書）

春日御神供米切出分

合

廿五石 寺内分

六石 寿福院分

参石 景寿院分

八斗一升伊和寺分

八斗 塩山分

壹石五斗黒田分

八斗九升伊丹大上分

以上卅八石

右此分蔵納之為替目代方へ切出候間、被成其御心得候、而諸給人衆へ可被仰候、仍如件、

天文廿年

十月五日

池田兵衛尉

長政 在判

原田右衛門尉殿

参

天文二十年（一五五二）十月の春日社神供米切出は、池田長政（正）によって行なわれており、原田右衛門尉に宛てた「切出注文案」が残る。

年不詳十月六日付「池田長正書状」も、原田右衛門尉に宛て、年貢納入を命じている。

「池田長正書状案」（今西家文書）

春日御供米之書立以別昏申候、堅諸給人衆へ可被仰届候、

目代方（今西橋五郎）へも此分申遣候、神慮之儀者無御由断御馳走専用候、

恐々謹言、

十月六日

池六

長正判在

原田右衛門尉殿

御宿所

以上の二通の史料は天文二十年（一五五二）十月に行なわれた神供切出に関する「御神供米切出分注文案」と「池田長正書状案」である。ともに、池田長正から国人原田右衛門尉にあてた文書で、池田氏が、原田氏の給人支配地に対する切出を割当、その収納を命じていることがわかる。

年不詳十一月五日付「池田長正書状」（今西家文書）にも次のようにある。

南郷從諸給人入候、春日御供米無沙汰之旨候、急度可有納所候、

若於難渡者、諸政所へ催促之儀可申付候、謹言、

十一月五日

池田長正（花押）

諸給人

政所中

長正は、細川晴元ついで三好長慶の配下に入り、南郷五ヶ村の支配をしている。

また池田長正が発した禁制が周辺地域に残っている。

①「池田長正禁制」(滝安寺文書)

禁制 箕面寺

一、山林伐事付所々散在者盜剪事

一、參詣衆於地下山内取役所事

一、制之内河持之事

右条々堅令停止訖、若於違犯之輩者可被取制物候、尚以及是非

者加成敗可処罪科者也、仍定所如件、

天文廿年五月日

池田兵衛尉

長正(花押)

②「池田長政禁制」(今西家文書)

〔付箋〕
「池田兵衛尉長政」

禁制

一、当手諸軍勢甲乙仁等乱妨狼藉之事、

一、剪採山林竹木之事、

一、相懸矢銭兵糧米之事、

右此條々堅令停止訖、若於違犯輩者、可處嚴科者也、

永祿五年

卯月十一日

池田

長政(花押)

南郷

目代 今西宮内少輔殿

〔春治〕
同左京亮殿

③「池田長正禁制」(滝安寺文書)

禁制 摂州箕面寺

一、当手軍勢甲乙仁等乱妨狼藉事

一、剪採山林竹本事

一、相懸矢銭兵糧米之事

右此条々堅令停止訖、於若違犯輩者速可処嚴科者也、仍如件、

永祿五年卯月廿二日

池田
長政(花押)

豊島郡一帯の戦国領主にのしあがった池田氏は、永祿年間(一五五八〜一五七〇)の池田勝正の時代に全盛時代を迎える。

池田勝正は池田長正の嫡子で、永祿六年(一五六三)から惣領となった。池田勝正は、池田長正の勢威を受け継ぎ、周辺地帯の支配権を持続していた。

永祿七年(一五六四)頃から、周辺への禁制は池田勝正によって発給されるので、池田氏の棟梁が長正から勝正に代替りしたと解せられる。

池田勝正は永祿七年二月には箕面滝安寺に禁制を、年不詳正月二十八日付・二月三日付で南郷目代今西春治に対して贈答品の礼状を送っている。池田勝正の滅亡は元亀元年(一五七〇)六月であるので、これらの史料によりそれまでこの地域の支配者が池田勝正であ

ったことがわかる。

①「池田勝正禁制」(滝安寺文書)

禁制

一、伐採山林事 付所々散在盜別事

一、參詣衆於地下山内取役所事

一、制内漁獵事

右条々堅令停止訖、若於背此旨輩者則加成敗可処嚴科者也、仍

定所如件、

永禄七 二月日

子

八郎三郎

勝正 (花押)

②「池田勝正書状」(今西家文書)

〔付箋撰津国池田城主池田筑後守勝正書〕

如仰新春之御慶尚以不可有休謝候、仍為御音信鯛五枚贈給候、

誠恐悦之至候、殊於神前御祈念之由、令満足候様子、從洪対可

被申候条、不仍審候、恐々謹言、

二月三日

池田筑後守

勝正 (花押)

今西宮内少輔殿

御返報

③「池田勝正書状」(今西家文書)

見事之鯉送給候、旧冬も鷹被懸御意候、每度御懇之儀候、委曲

荒木志摩守可申候間令省略候、恐々謹言、

正月廿八日

池田八郎三郎

勝正 (花押)

今西宮内少輔殿

御宿所

元亀元年(一五七〇)六月、池田勝正を追放した池田二十一人衆

の首謀者は、荒木村重らであった。

天正三年(一五七五)頃からは、池田勝正に代わって荒木村重の

禁制が出現する。

荒木村重は、天正三年十一月には箕面滝安寺に禁制を、年不詳六月十二日には、今西春房あてに贈答品の礼状を送っている。

①「荒木村重禁制」(滝安寺文書)

禁制

箕面寺

一、剪採山林竹木事 付所々散在盜別事

一、於寺家領新儀非例申懸事

一、制内漁獵事

右条々堅令停止訖、若此旨相背輩於在之者、可処嚴科者也、

仍如件、

天正 参年十一月日

乙

荒木村重撰津守 (花押)

②「荒木村重書状」(今西家文書)

〔付箋撰津国尼崎城主荒木撰津守村重書〕

就在陣之義為御見廻、兩種壹荷送到来候、喜悅之至候、遠路懇志段不及是非候、委細（荒木宗次）与兵衛尉可被申候、恐々謹言、

六月十二日 村重（花押）

今西宮内少輔殿（春房）
進之候、

年不詳池田正行の書状に次のようにある。

「池田正行書状」(今西家文書)

尚々吹田寺内衆へも此由堅被仰付候て可出候、少取乱候之

間閣筆候、重々対後日私曲之儀在之候ハ、貴所可為疎意候、

悉無事之様御調專一候、

南郷五ヶ村扱之儀、相調候由可然存候、就其寺内村之儀も聽而

作還往可申候歟、如五ヶ村無別儀様御調所仰候、自然後日ニ由

事於在之者、其曲在間敷候、為御案内如此候、恐々謹言、

十二月十三日 正行（花押）

池田紀伊守

今西橋五郎殿（春憲）

御宿所

池田正行は天文年間（一五三二〜一五五五）頃から活躍し、天正

十二年（一五八四）に没している。おそらく荒木村重の麾下にあつ

たと考えられる。

池田正行から今西春憲に対し、「南郷五ヶ村扱之儀」を伝えたものであるが、「尚々吹田寺内衆へも此由堅く仰せ付けられ候て」とあり、

その旨を吹田寺内へも伝えたとしている。この史料により、「吹田寺内」と称する地域があったこともわかる。

天文二十年（一五五二）十月五日付「御神供米切出分注文案」にも、

「廿五石 寺内分」と記されている。この寺内が「池田正行書状」と同

一であれば、「吹田寺内」と考えられる。

『細川両家記』永祿六年条に次のようにある。

一、三月廿二日に池田山城守、同勘右衛門尉を同内輪にて誅される也、

永祿六年（一五六三）池田氏に内紛が勃発した。池田氏内部の紛争により、四人衆の内、池田山城守（基好）と同勘右衛門尉（正村）が殺害され、代わって勝正により、池田豊後守と同周防守が四人衆に加えられた。

『言継卿記』永祿六年三月二十三日条には、

廿三日、摂州池田勘右衛門以下四人衆、為総領討之由風聞搔動

云々、

とある。事件の翌日、京都の山科言継のもとにもたらされた報によつても、池田氏の総（惣）領（勝正）によつて、池田勘右衛門の以下の四人衆が討たれたことが確認できる。

『細川両家記』元亀元年（一五七〇）六月条に次のようにある。

信長方一味の摂州池田筑後守勝政（註）を同名内衆一味して違背する也、然ば元亀元庚午年六月十八日、池田勝政は同名豊後守、同周防守二人は生害させ、勝政は立出けり、相残池田同名衆一味同心して阿州へ使者を下し、当城如斯成行上は御方へ一味可申候、

『言継卿記』元亀元年六月条によると、

十九日、明日武家江州へ御動座延引云々、摂州池田内破云々、其外尚別心之衆出来之由風聞、又阿州讃州之衆三好三人衆、明日可出張之由注進共有之云々、
廿日、武家へ参、摂州池田廿一人衆、四人衆之内同名豊後守、同周防守（註）二人令生害云々、総領筑後守刀称山へ落行、次大坂へ落行、小姓兩人、小者兩人計、観世三郎供云々、

しかし、元亀元年（一五七〇）六月には、再び池田氏の内紛が火を吹いた。

今度は二十一人衆の被官衆によって、池田豊後守と池田周防守が殺害された。この二人は池田勝正が、四人衆に加えた腹心であった。これにより、勝正は失脚、大阪へ逃亡した。

やがて二十一人衆の中から、荒木村重が台頭する。

『言継卿記』に次の記事がある。

元亀二年六月十一日条

昨日摂州和田紀伊守吹田へ取懸討果云々、

元亀二年八月二十八日条

於摂州於郡山軍有之、和多紀伊守討死去々、武家辺以外騒動云々、茨木兄弟以下三百人討死、池田衆数多討死云々、三測大和守夜半人□□城云々、

荒木村重は池田城を支配し、天正元年（一五七三）高槻城の和田惟政を追放、茨木城も支配して、ついで織田信長に属して宇治横島城に將軍義昭を攻め、信長より摂津一國の支配を認められた。

天正二年には、伊丹親興を攻め滅ぼし、伊丹城を改名して有岡城とし入城した。

戦国乱世の時代、村重もまた信長に謀反を起こし、天正七年十一月敗れて有岡城も落城した。この村重の敗北は、まさに中世摂津の終焉といえよう。この後、村重は毛利氏を頼って周防に下り、剃髪し、信長の死後は茶の湯で豊臣秀吉に仕え、天正十四年没した。

○ 伊丹氏

伊丹氏は、摂津国伊丹城を本拠とした国人で、南北朝期からその活動が見られる。

正和四年（一三二五）、六波羅の命で幕府使者となった伊丹左衛門三郎親盛が初見、この後畠山国清についた左衛門四郎宗義、『太平記』の大和守があり、伊丹城に拠つたことが知られている。また『新撰菟玖波集』に句をのせた伊丹兵庫元親・之親の二人は細川氏の被官であつた。

『大乘院寺社雜事記』文明十年（一四七八）三月三日条によると、伊丹親時は興福寺東林院領摂津国武庫庄内菅原名、同生嶋内浜郷代官職を請け負っている。伊丹氏もまた、周辺莊園の代官職を経済基盤としていた。

文亀・永正年間（一五〇一～一五二〇）の「実隆公記」には、公家三条西実隆と伊丹大和守との交際が記されている。細川高国についた兵庫助のち大和守元扶と、兵庫助国扶があり、元扶・国扶の名が合戦記などに現われる。

その後、細川晴元についた大和守親興、織田信長に服した兵庫頭忠親などがおり、忠親は尼崎本興寺に禁制を残している。

「今西家文書」にも「伊丹氏」の名が現われる。

①「南郷御供米切出分注文」（今西家文書）

南郷御供米切出分注文

合

（中略）

四斗壹升 伊丹大かみ分

（中略）

天文拾五年六月一日 池田筑後守 信正（花押）

今西橋五郎殿

参

②「御神供米切出分注文案」（今西家文書）

春日御神供米切出分

合

廿五石 寺内分

（中略）

八斗九升 伊丹大上分

（中略）

十月五日 池田兵衛尉 長政 在判

原田右衛門尉殿

参

三、南郷目代今西氏と北摂津国人

南郷目代の支配地域は、南郷五ヶ村（垂水・榎坂・小曾根・穂積・服部）であった。一方この地域へは、北摂津の国人である池田氏をはじめ、吹田氏・三宅氏・原田氏が関与した地域であった。

今西氏の居住した小曾根村は、南郷五ヶ村（垂水・榎坂・小曾根・穂積・服部村）の内であり、興福寺領南郷五ヶ村は、たえず周辺国人の支配にさらされた。

特に長期にわたって南郷五ヶ村に支配力を及ぼしたのは、摂津池田城の池田氏（のちに荒木村重）歴代であった。

今西家三十二代春好は池田長正女を妻に、三十三代春持は池田筑後守（信正カ）女を妻に迎えている。

「南郷今西家譜」（享保十五年写）によると、

三十二代春好婦池田兵衛尉長正女

三十三代春持婦池田城主池田筑後守女^{（真正カ）}

三十六代春房婦美津明智日向守女^{（光秀）}

三十七代春治婦按察使局大和高取城主井内大和守女とあり、周辺に勢力を持った池田氏との関連がきわめて強かったことがわかる。

また三十六代春房は明智光秀娘を、三十七代春治は大和高取城主井内大和守娘をめとっている。

四、結びに代えて

以上、「守護細川氏と北摂津の国人」について「今西家文書」を中心に見て来た。

今般、豊中市教育委員会編『春日大社南郷目代今西家文書』の出版によって、今西家文書の全貌を見ることができるようになり、南郷地域に居住した今西氏とその周辺に拠点を置いた国人との関係を見渡すことができるようになった意義は大きい。

特に、吹田氏・三宅氏・池田氏・伊丹氏という周辺国人の動静が明らかとなった。

吹田氏は吹田庄・吹田津を拠点としながら台頭するが、管領細川氏被官としては弱体化して行った。

代わって三宅氏が特に管領細川晴元政権下で台頭するが、三好政権下で消滅する。

池田氏は、北摂池田城を拠点とした有力国人で管領細川氏の下で一貫して勢力を保持、織田信長による統一まで存続した。

伊丹氏も北摂伊丹城（のちの有岡城）を拠点として、池田氏と同様の盛衰をたどる。

「今西家文書」にも、その名が見られ、興福寺領垂水牧の一角を代官支配していたことが知れる。

これら北摂津の国人は、神崎川流域や猪名川流域に拠点を置き、水運や物資の流通にも関与していた。南郷五ヶ村が神崎川流域にあ

たつたため、たえずこれら北摂津国人と今西氏の関係が保たれていたのである。

北摂津の代表的国人吹田氏・三宅氏・池田氏・伊丹氏に共通の性格を見出すことができる。それは、次のようにまとめることができる。

○興福寺領荘園など周辺荘園の代官支配を行なっている荘官級出身である。

○河川交通に関わり、水運・流通・関所に利権を持っていた。

○在地支配に拠点を持つ典型的な畿内型国人であり、三好政権や織田政権下では、在地を離れた活動は発展させることができず消滅する。

註

- (1) 石本倫子氏「大乘院寺社雑事記」の吹田氏と吐田氏（『大乘院寺社雑事記研究論集』第二巻、二〇〇三年、和泉書院）。
- (2) 『南郷目代今西家文書』天文十五年六月一日付「南郷御供米切出分注文」。
- (3) 丹生谷哲一氏「国人池田氏の出自について」（身分・差別と中世社会、二〇〇五年、塙書房）。
- (4) 拙稿「応仁の乱と国人の動向」（『足利義政の研究』、一九九三年、和泉書院）。
- (5) 『新修池田市史』（池田市史編纂委員会、一九九七年、池田市発行）。
- (6) 前掲註（5）参照。